

猶予申請の手引き

猶予制度とは

税金を滞納すると、納付するまで延滞金がかかります。また、督促状を受けて 10 日を経過してもなお納付されない場合は、財産を調査し、差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、税金を一時に納付することが困難な理由があり、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、財産の換価（売却）や差押えなどの滞納処分が猶予される制度があります。

1 換価の猶予

税金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるときに、申請に基づいて差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。猶予期間は 1 年間です。

2 徴収猶予

災害、盗難、病気、事業の休廃業などにより税金を一時に納付することができないと認められる場合や本来の期限から 1 年以上たつて納付すべき税額が確定した税金を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて 1 年以内の期間に限り徴収が猶予される制度です。

猶予の効果

1 換価の猶予

- ①既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ②差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

2 徴収猶予

- ①新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ②既に差押えを受けている財産がある場合には、県税事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

手続方法

要件の確認

① 換価の猶予（3ページ）

税金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする税金の納期限から6か月以内の申請により**換価の猶予**を受けることができます。

② 徴収猶予（15ページ）

災害、病気、事業の休廃業などによって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により**徴収猶予**を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した県税を一時に納付することができないと認められる場合は、その県税の納期限までに申請することにより、徴収猶予を受けることができます。

申請書等の作成・提出（換価の猶予の申請⇒3ページ、徴収猶予の申請⇒15ページ）

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に、必要な書類を添付して、県税事務所に提出します。

- 「換価の猶予申請書」の書き方 …… 7ページ
- 「徴収猶予申請書」の書き方 …… 17ページ
- 「財産収支状況書」の書き方 …… 8ページ
- 「財産目録」の書き方 …… 11ページ
- 「収支の明細書」の書き方 …… 13ページ

提出された申請書等の審査（4ページ）

県税事務所では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の承認・不承認や、猶予を承認する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が承認された場合（5ページ）

猶予が承認された場合は、県税事務所から「猶予承認通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

不承認の場合（⇒5ページ）

一定の場合には、猶予が承認されないことがあります。

完納の場合

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取消し等（⇒6ページ）

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

I 換価の猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

なお、申請による換価の猶予を受けることができる県税は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する県税に限られます。

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること(*1)
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること(*2)
- ③ 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が所管の県税事務所に提出されていること
- ⑤ 納付を困難とする金額があること
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(*3)

*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお県税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、県税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその県税を優先的に納付する意思を有していると県税事務所長が認めることができることをいいます。

*3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年(*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所管の県税事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を所管の県税事務所に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合	猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合
<ul style="list-style-type: none">○ 「換価の猶予申請書」 (書き方は 7 ページ)○ 「財産収支状況書」 (書き方は 8～10 ページ)	<ul style="list-style-type: none">○ 「換価の猶予申請書」 (書き方は 7 ページ)○ 「財産目録」 (書き方は 11～12 ページ)○ 「収支の明細書」 (書き方は 13～14 ページ)

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは所管の県税事務所（徴収担当）にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合（⇒3 ページの*3）には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

県税事務所では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の承認・不承認、猶予を承認する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、県税事務所から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

県税事務所の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が承認された場合であっても、その猶予を受けようとする県税について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

5 猶予が承認された場合

換価の猶予が承認された場合には、「換価の猶予承認通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている県税を納付してください。

なお、県税事務所での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。このような承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

6 不承認となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を承認することができません。

なお、猶予の不承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ①猶予の要件（⇒3ページの1の①～⑥）に該当しないとき。
- ②申請者について強制換価手続(*1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が県税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③申請者が、猶予の審査をするために県税事務所の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(*2)。
- ④不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(*3)。

*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不承認又はみなし取下げとなった後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒15ページの1の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

納付の手続について

現金に納付書を添えて、金融機関又は住所地等の所管の県税事務所の納税窓口で納付してください。

※納付書をお持ちでない方は、県税事務所又は県内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ①猶予を受けている者について、「6 不承認となる場合」(⇒5ページ)の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ②猶予を受けている県税を「換価の猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき(*)。
- ③県税事務所長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき(*)。
- ⑤偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。
- ⑥財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。
やむを得ない理由がある場合には、所管の県税事務所(徴収担当)へご相談ください。

換価の猶予申請書の書き方

住所、氏名、電話番号(携帯電話)を記載し、押印してください。
 ※申請者が法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載し、この申請について応答する方の氏名を記入してください。

申請書を提出する日を記載してください。

第30号の3様式 (用紙日本工業規格A)

平成28年〇月〇日
 税事務所長様

換価の猶予申請書

地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

納付(納入)すべき徴収金	税目	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	延滞金	加算	
								過少申告	不申告
	H28	〇〇〇〇〇〇〇	1期	H28・〇・〇	500,000	法律の規定に基づき計算した額			
納付(納入)すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額						400,000	要		

申請時に未納となっている県税すべてを記載します。

納付すべき合計額から「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額」を差し引いた額を記載します。猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産目録」の「現在納付可能資金額」を差し引いた額を記載します。

県税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難となる事情を具体的に記載してください。

申請時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 元請けから住宅の建設を請け負っているが、建設単価が引き下げられており、売上は対前年比で70%まで落ち込んでいる。また、従業員の日当も上がっており、利益がほとんど出ない状況である。元請けからの売掛金すべてを県税に納付すると、仕入れ代金の支払いができず、事業が立ち行かなくなる。

「財産収支状況書」の分納計画を転記します。猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「収支の明細書」の分割納付年月日及び分割納付金額を転記します。

猶予期間の開始日は申請を提出する日又は法定納期限の翌日のどちらか遅い方を記載します。猶予期間の最終日は納付計画の最終納付日を記載します。

換価の猶予を受けようとする期間					
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
H28・11・20	50,000円	H29・3・20	50,000円		
H28・12・20	100,000円	H29・4・20	50,000円		
H29・1・20	50,000円	H29・5・20	50,000円+延滞金		
H29・2・20	50,000円				

担保 有 無 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

申請書に添付する書類にチェックしてください。

添付書類 猶予該当事実証明書類 収支明細書 財産目録
 財産収支状況書 担保関係書類

猶予を受けるにあたり、担保を提供することが必要な場合は「有」に、必要がない場合は「無」にチェックを入れます。猶予を受ける場合には、原則、担保を提供することが必要です。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます。)が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄には担保として提供する財産の種類、数量、価格及び所在地等を記載します。保証人の保証を担保として提供する場合は保証人の氏名、住所を記載します。担保を提供することができない特別の事情がある場合は、具体的に記載してください。

なお、上記①②に該当する場合は記入する必要はありません。③に該当する場合は担保を提供することができない特別の事情を記載します。

財産収支状況書の書き方

猶予を受けようとする額が 100 万円以下の場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」を添付して提出してください。

申請書を提出する日を記載してください。

第 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 条関係)

住所、氏名、を記載してください。

財産収支状況書

平成28年〇月〇日

1 住所・氏名

住所 (所在地)	岐阜県岐阜市〇〇町××-×	氏名 (名称)	〇〇 〇〇
-------------	---------------	------------	-------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等①	預貯金等の種類②	預貯金等の額③	納付可能金額④	納付に充てられない事情⑤
現金		150,000円	100,000円	ア
預金(〇〇銀行)	普通	10,000円	円	
預金(△△銀行)	当座	200,000円	円	
		円	円	
現在納付可能資金額			100,000円⑥	

現在納付できる額を計算します。
次ページの㉗「2 現在納付可能資金額」欄をみてご記入ください。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
イ 収入	
一、給与、報酬	960,000円
その他()	円
収入合計	960,000円
ウ 支出	
仕入	300,000円
給与、役員給与等	320,000円
家賃等	30,000円
諸経費	40,000円
借入返済	30,000円
生活費(家族 2人)	190,000円
支出合計	910,000円
③納付可能基準額 (①-②)	50,000円

今後の平均的な1カ月の収入及び支出見込額を記載します。
次ページの㉗「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄をみてご記入ください。

4 分割納付(納入)計画

月	分割納付金額	備考
1 1月	50,000円	
1 2月	100,000円	臨時収入あり
2 1月	50,000円	
2 2月	50,000円	
3 3月	50,000円	
4 4月	50,000円	
5 5月	50,000円	延滞金を併せて納付
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
【備考】		

月々分納する額を記入します。
10 ページの㉗「4 分割納付計画」欄をみてご記入ください。

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
〇〇株式会社 〇〇市〇〇町〇〇	500,000円	H28. 〇. 〇	売掛金	振込
××株式会社 ××市××町××	200,000円	H28. 〇. 〇	売掛金	小切手
	円			

現在の財産状況を記載します。
10 ページの㉗「5 財産等の状況」欄をみてご記入ください。

(2) その他の財産の状況

不動産等	事務所(土地・建物)	国債・株式等	〇〇建設(未上場株100株)
車 両	自動車(平成12年式)	その他(保険等)	〇〇生命

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇銀行	200万円	3万円	H33. 5	可(㉘)	
	円	円		可/否	

ア 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

- ①「現金及び預貯金等」欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ②「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤「納付に充てられない事情」欄には、納付できない事情を記載します。
- ⑥「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
「現在納付可能資金額」欄の金額は、できるだけ速やかに納付してください。

イ 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

・「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。

(納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。)

・「支出」欄

① 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限りです。

② 生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき 100,000 円、②生計を一にする配偶者その他の親族 1 人につき 45,000 円、③手取り額（*）から①及び②を差し引いた金額の 100 分の 20 に相当する金額（又は①及び②の合計額の 2 倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。
* 収入から給与所得控除後の金額、社会保険料、住宅ローン控除額、基礎控除額を差し引いた金額を指す。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、

健康状態などの事情を勘案して、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

- B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費等の金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

㉞ 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書の「納付計画」欄に転記します。

・「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

・「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

・「備考」欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

㉟ 「5 財産等の状況」欄

「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記載します。

「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

①毎月の平均的な返済額を記載します。

②借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

③追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

④担保として提供している財産等を記載します。

財産目録の書き方

猶予を受けようとする額が100万円を超えるの場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出してください。

第 号様式（用紙日本工業規格A4）（第 条関係）

財産目録

申請書を提出する日を記載してください。

平成28年〇月〇日

住所、氏名、を記載してください。

1 住所・氏名

住所 (所在地)	岐阜県岐阜市〇〇町××-×	氏名 (名称)	〇〇 〇〇
-------------	---------------	------------	-------

2 財産の状況※（ 年 月 日現在）

(1) 預貯金等の状況

原則、申請日で作成してください。

金融機関等の名称	預貯金等の種別	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種別	預貯金等の額
〇〇銀行△△支店	当座	100,000円			
××銀行□□支店	普通	500,000円			
		円			
預貯金等合計（A）					600,000円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種別	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
〇〇株式会社 大垣市〇〇町〇〇	売掛金	H29.1.31	振込	1,200,000円
株式会社×× 高山市〇〇町〇〇	売掛金	H28.10.1	手形	2,500,000円
合計				

(3) その他の財産の状況

財産の種類		担保等	質入に納付または 取られる金額
国債・株式等	〇〇株式会社 上場株式300株	<input type="checkbox"/>	300,000円
不動産等	事務所の土地・建物（〇〇市〇〇町・・・）	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車両	営業所利用（車名：●●）	<input type="checkbox"/>	0円
その他財産 (現金、保社会、保険等)	〇〇生命保険	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
合計（B）			300,000円

(4) 借入金・貸付金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	借入担保の可否	担保提供財産等
〇〇銀行△△支店	3,000,000円	100,000円	H32年3月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	
××銀行□□支店	5,000,000円	100,000円	H35年12月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	
		円	円	可・否	

3 現在納付可能資金額

①新年度貸付額“(A)”+(B)	900,000円	②当面の必要貸付額“(C)”	800,000円	③現在納付可能貸付額“(D)”=①-②	100,000円
------------------	----------	----------------	----------	---------------------	----------

②当面の必要貸付額”の内容

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	3,000,000円	
支出見込 生活費 (個人の場合のみ)	円	【生計同一の親族 人】
収入見込	2,200,000円	
支出見込)-(収入見込) (C)	800,000円	マイナスになった場合は0円

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

ア 「(1) 預貯金等の状況」欄

金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記載し、預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。

イ 「(2) 売掛金・貸付金の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、種類（売掛金・貸付金・未収金等）、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込み、手形、小切手等）、金額をそれぞれの欄に記載します。

ウ 「(3) その他財産の状況」欄

国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。

「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック☑を付け、「直ちに納付に充てられる金額」欄には、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計（B）」欄に記載します。

エ 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

10 ページ「(3) 借入金・買掛金の状況」欄 をご覧ください。

オ 「3 現在納付可能資金額」欄

「①当座資金額（(A) + (B)）」欄

「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計（A）」と「(3) その他の財産の状況」欄の「合計（B）」欄の金額の合計額を記載します。

「②当面の必要資金額（(C)）」欄

次の「②当面の必要資金額」の内容欄において計算した金額を記載します。

「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」という。）に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額及びその主な内容を記載します。

「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入及びその内容（給与収入：支給者の名称・所在地、事業収入：取引先の名称・所在地等）を記載します。

「生活費」欄（納税者が個人の場合のみ）

9 ページの④「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の②「生活費」をご覧ください。

「③現在納付可能資金額（①－②）」欄

「①当座資金額」から「②当面の必要資金額」を差し引いた金額を記載します。

収支の明細書の書き方

猶予を受けようとする額が100万円を超えるの場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請」を添付して提出してください。

第 号様式（用紙日本工業規格A4）（第 条関係）

収 支 の 明 細 書

申請書を提出する日を記載してください。

平成28年〇月〇日

1 住所・氏名

住所 (所在地)	岐阜県岐阜市〇〇町××-×	氏名 (名称)	〇〇 〇〇
-------------	---------------	------------	-------

住所、氏名を記載してください。

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①-②)	備 考
H27年4月	2,300,000円	2,110,000円	190,000円	
H27年5月	2,000,000円	1,850,000円	150,000円	
H27年6月	3,150,000円	2,200,000円	950,000円	車両の販売代金75万円の臨時収入あり
H27年7月	1,800,000円	1,850,000円	△50,000円	
H27年8月	1,750,000円	1,880,000円	△130,000円	
H27年9月	1,500,000円	1,700,000円	△200,000円	
H27年10月	2,000,000円	1,750,000円	250,000円	
H27年11月	2,150,000円	1,950,000円	200,000円	
H27年12月	1,800,000円	1,800,000円	0円	
H28年1月	2,800,000円	2,200,000円	600,000円	
H28年2月	1,550,000円	1,650,000円	△100,000円	
H28年3月	2,200,000円	3,000,000円	△800,000円	業務提携の依頼により100万円の臨時支出あり

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額 (①-②)」を記載します。
また、「③差額 (①-②)」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。
なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入	売上	2,000,000円	支 出	仕入れ	600,000円
		円		給与	550,000円
		円		役員報酬	400,000円
		円		返済金	200,000円
		円		社会保険料	50,000円
		円		諸経費	100,000円
		円			
		円			
①収入合計		2,000,000円	②支出合計		1,900,000円
③納付可能基準額 (①-②)		100,000円			

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄に記載した金額を「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

【備考】

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内容	年月	金額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成28年 8月	100,000円
		年月	円
		年月	円
		年月	円
臨時支出	事務機器の更新	平成28年12月	300,000円
		年月	円
		年月	円
		年月	円

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。
 「臨時収入」欄には臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。
 「臨時支出」欄には事業の継続のためのやむを得ない臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

5 今後1年以内に納付(納入)すべきことが見込まれる地方税及び国保税

納付年月	税目	金額	年月	税目	金額
H28年 4月	固定資産税	50,000円	年月		円
H28年 8月	固定資産税	50,000円	年月		円
H28年12月	固定資産税	50,000円	年月		円
年月		円	年月		円

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

6 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏名	生年月日	年齢	収入・報酬(月額) (専従者給与も含む)	職業・所有財産等
代表者	〇〇 〇〇	昭和40年 9月 1日	50	400,000円	
		年月日		円	
		年月日		円	
		年月日		円	

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、年齢、月の報酬額及び所有財産等を記載します。
 納税者が個人の場合は生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額、職業及び所有財産等を記載します。

7 分割納付(納入)年月日及び分割納付(納入)金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国保税納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③+④)
平成28年4月30日	100,000円	50,000円	円	50,000円	100,000円
平成28年5月31日	100,000円	円	円	円	100,000円
平成28年6月30日	100,000円	円	円	円	100,000円
平成28年7月31日	100,000円	△30,000円	円	円	70,000円
平成28年8月31日	100,000円	△30,000円	100,000円	50,000円	120,000円
平成28年9月30日	100,000円	△30,000円	円	円	70,000円
平成28年10月31日	100,000円	円	円	円	100,000円
平成28年11月30日	100,000円	40,000円	円	円	140,000円
平成28年12月28日		延滞金	円	50,000円	延滞金
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

○「納付年月日」欄
 猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。
 ○「①納付可能基準額」欄
 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)」欄に記載した金額を転記します。
 ○「②季節変動等に伴う増減額」欄
 「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄で算出した「③納付可能基準額(①-②)」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。
 ○「③臨時的入出金額」欄
 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄については、「換価の猶予申請書」(⇒7ページ)の「納付計画」欄に転記します。

Ⅱ 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

①次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること

イ 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと

ロ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと

ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと

ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと(*1)

ホ 納税者に上記イからニに類する事実があったこと

②猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき県税を一時に納付することができないと認められること

③「徴収猶予申請書」が所管の県税事務所に提出されていること

④原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(*2)

*1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

*2 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの*3）と同様です。

2 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

①法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した税額(*1)などがあること

②納税者が①の県税を一時に納付することができない理由があると認められること

③やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の県税の納期限(*2)までに「徴収猶予申請書」が所管の県税事務所に提出されていること

④原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(*3)

*1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書提出によって納付すべきこととなる県税が該当します。

*2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

*3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの*3）と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年(*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く完納することができると思われる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた県税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法により納付していただくことがあります。

* 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所管の県税事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を所管の県税事務所に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合	猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合
<ul style="list-style-type: none">○ 「徴収猶予申請書」(書き方は 17 ページ)○ 災害により納付困難となった場合に徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(* 1、2)○ 「財産収支状況書」 (書き方は 8~10 ページ)	<ul style="list-style-type: none">○ 「徴収猶予申請書」(書き方は 17 ページ)○ 災害により納付困難となった場合に徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(* 1、2)○ 「財産目録」(書き方は 11~12 ページ)○ 「収支の明細書」 (書き方は 13~14 ページ)

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合(⇒4ページ)と同様です。

- * 1 災害、病気等により納付困難となった場合(1の①のイ、ロ又はホ(イ又はロに類する事実に限ります。)に該当する場合)の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、所管の県税事務所にご相談ください。
- * 2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、所管の県税事務所(徴収担当)にお尋ねください。
- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

5 申請等の審査などの手続

I 換価の猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで(4~6ページ)の手続と同様となります。

徴収猶予申請書の書き方

住所、氏名、電話番号(携帯電話)を記載し、押印してください。
 ※申請者が法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載し、この申請について応答する方の氏名を記入してください。

申請書を提出する日を記載してください。

第30号様式 (用紙目付)

平成28年〇月〇日

税事務所長様

住所(所在地) 果〇市〇〇町××-×

氏名 〇〇 〇〇 〇〇

法人にあつてはその名称及び代表者氏名

この申請書について応答する係氏名 〇〇〇〇

電話番号 ×××-××××-××××

処理事項

申請時に未納となっている県税すべてを記載します。

ア

徴収猶予申請書

「地方税法第15条第 項第 号の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。」

納付(納入)すべき徴収金	納日	課税年度	課税番号	期別	納期限	税額	延滞金	加算金																																
								過少申告	不申告	重																														
〇〇〇〇	H28	〇〇〇〇〇〇〇	1期	H28-〇-〇	400,000	円	円	円	円	円																														
納付(納入)すべき徴収金のうち、徴収猶予を受けようとする金額					400,000	要																																		
徴収猶予該当事実の詳細	H30年〇月に手術を受け、現在、通院にて治療中。 入院費及び治療費として〇〇病院に40万円支払った。 現在、一時に支払うことができない。 また、仕事に復帰できるのは、〇月の見込であり、復帰後に毎月分納して支払う。																																							
一時に納付(納入)することができない事情の詳細	本人の健康状態が回復の見込みが立たず、収入が減少し、生活費に支障を来しているため、当面は納税が困難であると見込まれる。																																							
猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 までの 間																																							
納付計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28-11-30</td> <td>10万円</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>H28-12-28</td> <td>10万円</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>H29-1-31</td> <td>10万円</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>H29-3-31</td> <td>10万円+延滞金</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>										年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	H28-11-30	10万円	・	・	・	・	H28-12-28	10万円	・	・	・	・	H29-1-31	10万円	・	・	・	・	H29-3-31	10万円+延滞金	・	・	・	・
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額																																			
H28-11-30	10万円	・	・	・	・																																			
H28-12-28	10万円	・	・	・	・																																			
H29-1-31	10万円	・	・	・	・																																			
H29-3-31	10万円+延滞金	・	・	・	・																																			
担保	有 <input type="checkbox"/> 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情... 無 <input checked="" type="checkbox"/>																																							
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 収支明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類																																							
摘要																																								

納付すべき合計額から「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額」を差し引いた額を記載します。猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産目録」の「現在納付可能資金額」を差し引いた額を記載します。

本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した場合に県税を一時に収めることができない事実を詳細に記述します。

7ページ換価の猶予の申請の書き方を参照。

申請書に添付する書類にチェックしてください。

15ページ「1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件」①のイからホのうち該当する事実を詳細に記述します。

県税を一時に納付することができない事情を具体的に記載してください。

「財産収支状況書」の分納計画を転記します。猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「収支の明細書」の分割納付年月日及び分割納付金額を転記します。

ア

「地方税法第15条第 項第 号の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。」の「第 項第 号」以下の表を参考に記載してください。

納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法第15条第1項第1号
納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法第15条第1項第2号
納税者がその事業を廃止又は休止したこと	地方税法第15条第1項第3号
納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法第15条第1項第4号
納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法第15条第1項第5号
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき県税が確定した場合	地方税法第15条第2項

行政不服審査制度及び行政相談窓口のご案内

1 職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・公聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内） 電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00
（祝日、年末年始を除く）

F A X：058-278-2544

e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

2 行政不服審査制度について

(1) 処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。

(2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。

(3) 審査請求の手続きの流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>

